

7月10日(日)は

第26回参議院議員通常選挙

任期満了による参議院議員通常選挙(長野県選挙区選出・比例代表選出)が行われます。私たちの生活や将来に関わる大切な選挙です。棄権することなく、投票しましょう。

- 投票日 7月10日(日)
- 投票時間 午前7時～午後8時
- 投票場所 入場券に記載された投票所
- 持ち物 入場券

坂城町で投票できる方

- 平成16年7月11日までに生まれた方で、町内に住所を有する方
- 令和4年3月21日までに坂城町への転入届が済んでいて、選挙人名簿登録基準日である「令和4年6月21日」現在、引き続き町内に住所のある方
- 令和4年3月22日以降に町外へ転出し、坂城町の選挙人名簿に登録のある方

新型コロナウイルス対策

選挙管理委員会が行う 感染症対策

- 投票所にアルコール消毒液を設置します。
- 定期的に鉛筆・記載台等を消毒します。
- 投票管理者・立会人・投票所職員はマスクを着用します。
- 定期的に投票所を換気します。

有権者の皆さんに願うこと 感染症対策

- マスクの着用にご協力をお願いします。
 - 周りの方との距離を保つようにお願いします。
 - 咳エチケット、投票所出入口での手指の消毒、来場前後の手洗いに協力をお願いします。
 - 鉛筆(シャープペンシル)を持参し、投票用紙に記入することができます。
- ※ボールペン(特に水性)のご使用はお控えください。

マスクを
忘れずに!



◎問い合わせ先

坂城町選挙管理委員会事務局
(総務課内)
☎82-3111(内線214)
直通75-6210

期日前投票

投票日当日、仕事や旅行などで投票所に行かない方は、期日前投票ができます。

期日前投票にお出かけの際は、あらかじめ宣誓書を記入（自署）していただくようご協力をお願いします。

なお、これまでと同様、期日前投票所で宣誓書をご記入いただくこともできます。

※投票日当日に投票をされる場合、宣誓書の記入は必要ありません。

期間

6月23日（木）～7月9日（土）

時間

午前8時30分～午後8時

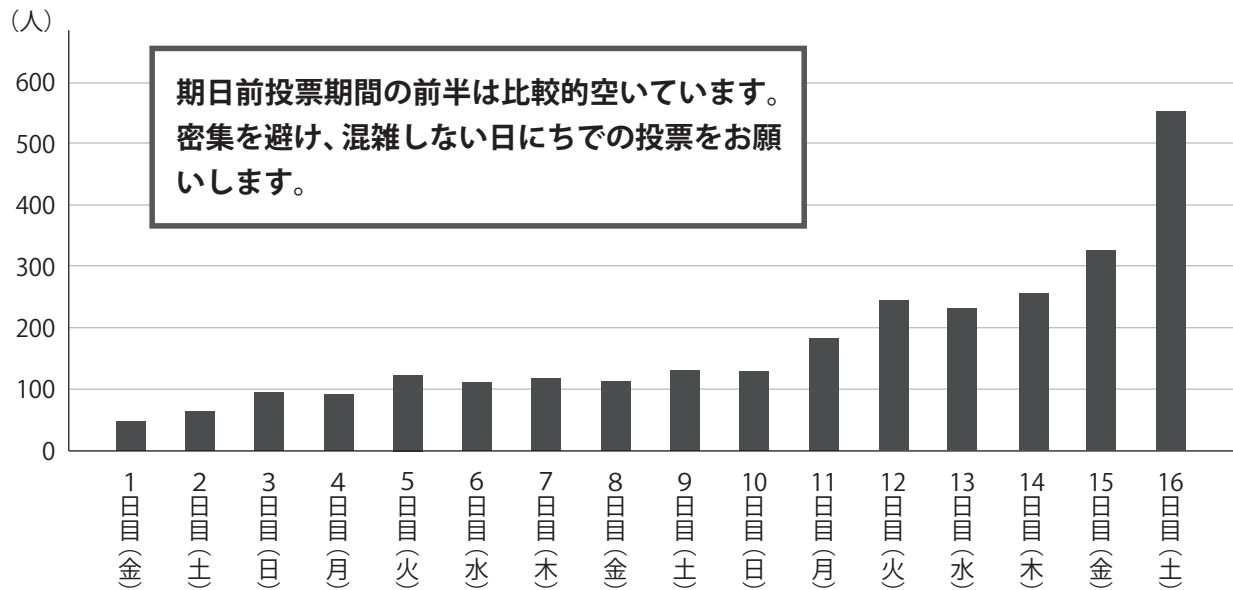
場所

役場1階ロビー 期日前投票所



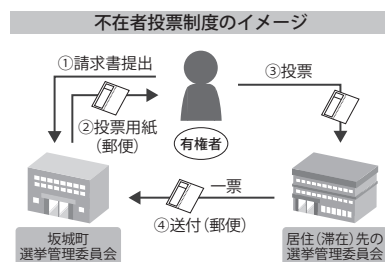
入場券には、投票所案内図を掲載し、各世帯4名分につき1枚のハガキで送付します。

【令和元年7月21日執行】参議院議員通常選挙 期日前投票者数（日別・坂城町役場）



不在者投票

坂城町の選挙人名簿に登録されていて、長期出張などのため投票日当日、坂城町以外の市町村に滞在する場合には、滞在先の市区町村選挙管理委員会でする投票をすることができます。この場合、事前に投票用紙を請求していただく必要があります。（郵送で処理するため日数を要します。）



★郵便による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方及び介護保険法上の要介護者で表の要件に該当する方は、自宅で郵便による不在者投票ができます。さらに、上肢・視覚に障がい（身体障害者手帳1級など）のある方は、代理記載による自宅での不在者

★病院などでの不在者投票

県選挙管理委員会が不在者投票のために指定した病院や老人ホーム等の施設では、その施設内で不在者投票ができます。早めに各施設へお問い合わせください。

★特例郵便による不在者投票

新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養されている方で、一定の要件に該当する方は、「特例郵便等投票」が可能です。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

郵便による不在者投票の対象者

身体障害者手帳	
両下肢・体幹・移動機能の障害	1級・2級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級と3級
肝臓・免疫の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	
両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・肝臓・小腸の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	
	要介護5

投票ができます。いずれの場合もあらかじめ「郵便等投票証明書」の交付が必要となります。証明書の交付など不明な点については、お問い合わせください。